

●生まれてからご利用いただける経済的な支援

児童扶養手当の給付

父か母と生計を共にしていない児童又は父か母が一定の障がいの状態にあるとき、これらの児童を養育している方に対し、手当を支給します。
(所得制限あり)

対象となる市民

- 18歳に達した最初の3月31日までの児童
(身体障害者手帳1・2級程度及び療育手帳A程度の障害の状態にあるときは20歳未満)

児童扶養手当の額

- ※平成27年4月分からの手当額です。
- ※手当額は消費者物価指数の変動等に伴う改定があります。

	1人	2人	3人
全部支給	月額42,000円	月額47,000円	月額50,000円
一部支給	月額41,990円～9,910円	月額46,990円～14,910円	月額49,990円～17,910円

■対象児童が4人以上のときは、1人増えるごとに3,000円が加算されます。

受給開始して5年経過又は手当の支給要件に該当して7年以上経つ場合に、受給資格者やその子ども等の障がい・疾病等により就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられない方については、支給額の2分の1が支給停止となります。(受給資格者が養育者の場合、児童が8歳未満の場合を除く。)

請求者や対象児童が公的年金を受給できる場合は、年金月額が算定上の児童扶養手当月額を下回る時のみ、受給できます(差額のみを支給となります)

所得の制限



扶養親族等の数	請求者(本人)		扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
0人	190,000円未満	1,920,000円未満	2,360,000円未満
1人	570,000円未満	2,300,000円未満	2,740,000円未満
2人	950,000円未満	2,680,000円未満	3,120,000円未満

注意 ①請求者(本人)の前年(1月から7月までの月分の手当については前々年)の収入から給与所得控除(経費)、下表の諸控除、社会保険料相当額(一律80,000円)を控除し、養育費の8割相当額を加算した所得額と上表の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。

②所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族または特定扶養親族がある場合には、上表の額に次の額を加算した額になります。

- (1)本人の場合は、ア…老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき10万円
イ…特定扶養親族1人につき15万

(2)扶養義務者、配偶者及び孤児等の養育者の場合は、老人扶養親族1人につき6万円(ただし扶養親族等が全て老人扶養親族の場合は1人を除く。)

③扶養親族等が3人以上の場合には、1人につき38万円を加算した額になります。

諸控除の額	障害者控除、勤労学生控除…270,000円	配偶者特別控除*、医療費控除等… 地方税法で控除された額
		特別障害者控除…400,000円

※配偶者特別控除の最高限度額は、330,000円

児童扶養手当の支払日

手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回支払月の前月までの手当が指定された受給者の金融機関口座に振り込まれます。ただし、支払日が土、日または休日の場合は、その前日の金融機関営業日に繰り上がります。

支払日(支給対象月) 4月11日(12~3月分)・8月11日(4~7月分)・12月11日(8~11月分)

申請に
必要なもの

- 1.印鑑
- 2.戸籍謄本(母と児童)等

現況届について

児童扶養手当の受給資格者(所得制限で全部支給停止の方も含まれます。)、毎年8月1日から8月31日までの間に「現況届」を提出しなければなりません。

この届は、児童扶養手当を引き続き受ける要件の確認および8月分からの手当の支給額を決定するため大切なものです。なお、現況届を提出されないと、8月分以降の手当の支給が差し止められます。7月末に案内文書等を送付しますので、**期間中に必ず届出をしてください**。2年間提出がない場合は受給権が消滅します。

児童扶養手当を受けている方の届け出及び注意事項

手当の受給中は次のような届け出等が必要です。

資格喪失届…受給資格がなくなったとき

額改定届・請求書…対象児童に増減があったとき

その他の届…氏名・住所・金融機関の預金口座の変更、受給者が死亡したとき、**所得の高い扶養義務者と同居または別居したとき**など

※届け出の遅れや、届け出がないと、手当の支給が遅れますので、忘れずに提出してください。

また、次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますから、**必ず資格喪失届を提出**してください。**届け出をしないまま手当を受けていますと、その期間の手当を全額返還**していただくこととなりますからご注意ください。

- ① 手当を受けている父または母が婚姻したとき(内縁関係、同居など婚姻の届をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の場合も含みます。)
- ② 対象児童を養育、監護しなくなったとき(児童の施設入所・里親委託・婚姻を含みます。)
- ③ 遺棄されていた児童の父または母が帰ってきたとき(安否を気遣う電話・手紙など連絡があった場合を含みます。)
- ④ 受給資格者が母または養育者の場合に、児童が父と生計を同じくするようになったとき(父の拘禁が解除された場合を含みます。)
- ⑤ 受給資格者が父の場合に、児童が母と生計を同じくするようになったとき(母の拘禁が解除された場合を含みます。)
- ⑥ その他受給要件に該当しなくなったとき

罰則/偽り/その他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。(児童扶養手当法第35条)

お問い合わせ先



こども未来部 こども家庭課こども給付係 TEL 083-231-1928
菊川総合支所 1階 市民生活課福祉係 TEL 083-287-4006
豊田総合支所 1階 市民生活課福祉係 TEL 083-766-2947
豊浦総合支所 1階 市民生活課福祉係 TEL 083-772-4020
豊北総合支所 1階 市民生活課福祉係 TEL 083-782-1923

1 赤ちゃん誕生!

2 楽しく子育て

3 小学生からの健全育成

4 地区の支援者と相談機関